

令和3年第4回八千代町議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月13日（月曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（8番）	中山 勝三君	副議長（6番）	廣瀬 賢一君
1番	谷中 理矩君	2番	関 眞幸君
3番	安田 忠司君	4番	増田 光利君
5番	大里 岳史君	7番	上野 政男君
9番	生井 和巳君	10番	大久保 武君
11番	水垣 正弘君	12番	小島 由久君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	古宇田信一君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	杉山 淳君
総 務 部 長	大里 斉君	企画財政部長	青木 一樹君
保健福祉部長	生井 好雄君	産業建設部長	木村 和則君
総 務 課 長	川村 俊之君	消防交通課長	青木 譲君
税 務 課 長	古沢 朗紀君	まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君
財 務 課 長	倉持 浩幸君	福 祉 課 長	市村 隆男君
長寿支援課長	宮田 圭子君	都市建設課長	宮本 正巳君
産業振興課長	大林 伸光君	環境対策課長	秋葉 通明君
農業委員会 事 務 局 長	飯岡 勝利君	教育次長兼 学校教育課長	小林 由実君
総務課補佐	古橋 一裕君	財 務 課 補 佐	山口富実子君

議会事務局の出席者

議会事務局長 岩坂 信幸 補 佐 鈴木 佳奈
主 査 山中 昌之

議長（中山勝三君） 引き続きご参集をくださいます、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

令和3年12月13日（月）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（中山勝三君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（中山勝三君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、1番、谷中理矩議員の質問を許します。

1番、谷中理矩議員。

(1番 谷中理矩君登壇)

1番(谷中理矩君) 議席番号1番、谷中理矩です。事前の通告にのっとりまして一般質問をさせていただきます。

本日取り上げますのは2点、当町の体育施設についてと、もう一点が職員のメンタルヘルスとコーチングについてです。

まず、1つ目、当町の体育施設についてお聞きします。今回は、防災と教育、スポーツの観点から、多角的な視点から質問させていただきます。

まず、1つ目です。現在、小学校の体育館における防災機能と教育機能の両立についてお聞きします。町内の5つの小学校は、旧5村時代から続くもので、教育の場としてだけでなく、当町のコミュニティー施策、防災施策など幅広い施策において重要な拠点であります。町民の皆さんにとっては、自分の子どもが通った学校、また自分自身が通っていた学校として思い入れが強いかと思えます。今回取り上げる体育館は、平時には学校の教育活動やスポーツ少年団、災害時には避難所として活用されるものになります。現在、各小学校の体育館には既に防災備品が搬入されておりますが、体育館の器具庫であったり、更衣室に収納していたりと、はたまた空き教室にしまっていたりと、各学校に応じたばらばらな運用になっていると聞いております。

平成27年の9月、関東・東北豪雨であったり、東日本大震災など直近の災害を踏まえて、学校ごとに運用が異なるのは、それは当然のことではあります。思いのほか、平時の教育活動であったり、スポーツ少年団などで使用される更衣室や器具庫などの体育館本来の機能を阻害してしまっていることも実情としてあります。改めて各小学校施設、今回挙げている体育館は、改めて各地区の要であります。平時の利便性を高め、防災備品の保管方法を町として決めるなど防災力を高めるような体育館の管理、防災備品の管理の枠組みが必要なのではないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

続きまして、2点目です。防災倉庫の整備についてお聞きします。1でお聞きしたことを踏まえて、改めて防災倉庫の設置が有効だと考えられます。また、浸水被害が考えられるような西豊田地区、川西地区においては、設置方法であったり、有効性を検証した上での設置が必要となるかもしれません。また、場合によっては引き続き空き教室が有効となる場合もあるでしょう。平時の体育館の利便性の向上と災害時の対応力の強化は車輪の両輪です。それを両立するための防災倉庫の整備をこれからの計画、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

続きまして、大きく2つ目になります。職員のメンタルヘルスとコーチングについてです。本質問における答弁につきましては、休んでおられる職員、心の病で休んでおられる職員の数をはじめ、心の病を持つ方の特定につながるような答弁はお控え願いますようお願いいたします。

今現在、全国的に精神疾患で仕事を休む職員が増えています。総務省の統計によれば、1990年度は10万人当たり全国で327人でしたが、2019年には10万人当たり1,643人と、この20年で5倍になっているという実情があります。精神疾患を理由に休むことに問題はありますが、何より一人一人の人間が精神的に非常に辛い状況に追い込まれている中で、何かしら手を差し伸べられるような環境をつくることが重要であります。

現在、コーチングまたはビジネスコーチングと言われる手法が注目されています。対象者の自主性を最大限に引き出す伴走者として働きかけを行うことを指します。結果、対象者が何を課題にしているのか、どういった思いを持っているのかを引き出すことにつながります。そのためには、対象者との適切な関わり方を考え続ける必要があります、人とどう向き合うか、いかにして職員にとって職場の心理的安全性を担保するか、体系的に学ぶこともコーチングには含まれます。人との関わり方を多くの方々は、様々な経験によって吸収しますが、改めて体系的に学ぶ機会はなかなかありません。他者との関わり方を考え、対象者の自主性を引き出すコーチングという行為は、対象者のメンタルヘル스에プラスの効果があるとされています。類似する言葉に、カウンセリングがありますが、カウンセリングは対症療法的に、またコーチングは予防的に機能します。

本題に戻りますが、心の病は誰もがなり得るものです。誰がいつ心の病を持つことになっても、苦しみが最大限軽減できるよう、また少しでもこうした心の病を患い、苦しい思いをする方が減るように、よりよい職場環境となるよう本質問を行っています。メンタルヘルスに対するコーチングの有効性についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

続きまして、2点目です。コーチングの職員研修の実施についてお聞きします。職員研修、講話や新しいツール、施策について学ぶことも大変重要であります。ただ、人と人との向き合い方を改めて体系的に学ぶ機会というのは、先ほども話したように、義務教育から社会人に至るまで実はほとんどないのが実情ではないでしょうか。あくまで多くの方々がこれまでの経験から得てきたことを否定するわけではないです。改めて体系的に学ぶことで、新たな発見を得ることが出来ます。ビジネスの場においても、個人

の目標達成という観点においても、コーチングは大変に有効です。可能であれば一人一人がコーチングの知見を持っていることが望ましいですが、最低でもチームに1人は求められ、そうした人材がいるチームは優れた成果を出しやすくなります。

ほかの自治体に目を向ければ、先進的な自治体においては、既に職員に対するコーチング研修の予算を確保し、実施しているところもあります。町民の方々は役場の皆さん、また庁舎の雰囲気などを大変よく見られております。コーチングにより、町の執行部組織が活性化することで町民の自主性を引き出し、町全体の活性化につながるのではないのでしょうか。これらを踏まえ、コーチングの職員研修の実施、その実施の可能性についてどのように考えているかお聞かせください。

以上になります。

議長（中山勝三君） 総務部長。

（総務部長 大里 斉君登壇）

総務部長（大里 斉君） 議席番号1番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、ご質問の1点目、当町の体育施設について、防災と教育、スポーツの観点からのうち、小学校の体育館における防災機能と学校機能の両立についてでございますが、当町では、町内12か所の施設を災害時の避難所として地域防災計画に指定しております。中央公民館や総合体育館などとともに、小中学校7校についても避難所として指定しております。

指定避難所の中でも、小中学校の体育館を含む学校施設が果たすべき役割としては、大規模災害時における児童生徒、教職員の安全確保が第一となります。と同時に、これらの施設は地域住民の避難所としての役割も担っております。いざというときに確実に避難所として機能するためには、施設自体の安全性確保が必要なことはもちろんですが、避難所を開設するために必要な物資や食料等の備蓄、避難者や避難所で不足する物資の受入れ等の動線の確認、避難所の円滑な運営方法など平時から災害想定、準備が重要になってくるものでございます。

現在、各学校へ防災備蓄品については、迅速な避難所開設が行えるよう避難所開設に必要な用品一式、こちらは通称避難所開設セットと言っておるものでございますが、これらに加えて、食料、飲料水、そのほか資材として、段ボールパーティション、段ボールベッド、寝袋、毛布、マット等を備蓄しております。

配置場所につきましては、各学校と協議をいたしまして、学校の授業で支障がないように、空き教室や体育館の空いたスペース等に備えているところでございます。また、ハザードマップで浸水想定区域に位置する3つの学校につきましては、浸水することのないよう校舎等の2階の空きスペースへ配置を進めているところでございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、防災備蓄品が配置されている場所が複数箇所になっているところや一部の防災備蓄品が体育館倉庫、空き教室になっていることで、学校の授業で使用する資材などが混在したり、授業用の教室の一角に配置してあるなど、防災機能と教育機能の双方に様々な不具合が生じていることも事実でございます。

このようなことから、教育委員会を通しまして、各小中学校と協議の上、防災備蓄品の整理や管理を徹底するとともに、備蓄品の配置場所についても検討を進めてまいりたいと考えております。平時の教育活動に様々な不具合や不便が生じることのないよう、町、教育委員会、学校等が連携した取組により、小学校体育館を含めた学校施設の防災機能と教育機能の両立を図っていきたいと考えております。

次に、ご質問の防災備蓄倉庫の整備についてでございますが、当町では防災備蓄倉庫は現在、体育館の北側1か所に3棟、農村環境改善センターに1か所1棟、中学校2校に各1か所各2棟の合計4か所6棟を設置しております。中学校2校については、学校建設時に防災備蓄倉庫を整備いたしました。各小学校には整備がされていない状況となっております。

各小学校への防災備蓄倉庫の整備については、備蓄すべき品目と数量や必要となる面積と対応できる学校のスペース、またハザードマップで浸水想定区域内に位置する場合、1階や防災備蓄倉庫に備蓄した場合には、備蓄品の浸水などが想定されることなどから、各学校の状況に応じた対応と合わせて、防災備蓄倉庫の必要性を検証し、その整備を検討してまいりたいと考えております。

学校は、児童生徒や教職員が安心して教育活動を行う場としてはもちろんのこと、避難所として大規模災害時に対処するためにはなくてはならない地域の安全、安心を支える重要な施設でございます。防災、教育のそれぞれの機能を高めるとともに、その両立が図られるよう、町、教育委員会、学校等関係機関が連携した取組により、より一層の推進をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、ご質問の2点目、職員のメンタルヘルスのコーチングについてお答えいたします。近年、住民のニーズの多様化、地方分権や行財政改革の進展、加えて新型コロナウ

ウイルス感染症対策等によって、職員を取り巻く環境は複雑かつ多様化し、業務量も増大をいたしております。そして、職員一人一人に求められる役割や責任がより一層高まってきております。

このような中、職員にかかるストレスが増大し、メンタルヘルス、いわゆる心の健康に不調を生じ、療養を余儀なくされる職員も少なくなく、この傾向は年々増加してきておるところでございます。

こうした職員が増加することは、職務遂行能力の低下や組織の活力低下を招き、公共の福祉の増進に支障を来しかねません。議員ご指摘のとおり、公務能率の維持・確保や組織の活性化、職員の健康管理の面からもメンタルヘルス不調の予防、職場の対策が必要となっております。

こうしたことから、当町におきましても、職員の心の健康確保を目的として、様々なメンタルヘルス対策に取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、新規採用職員に対しましては、茨城県自治研修所に職員を派遣し、メンタルヘルス研修を受講させております。あわせて、新規採用職員につきましては、特に採用当初のメンタル面でのケアが必要と考えて、採用2年目の職員を講師といたしまして、新人フォロー研修を実施しております。先輩職員の視点から、町職員としての心構えなどにつきまして、アドバイスをするなど支援を行い、新規採用職員の仕事や人間関係に対する不安の解消を行っております。

一方、管理職に対しましては、茨城県自治研修所で開催されます新任課長課程に職員を派遣し、メンタルヘルス対策の研修を受講させております。こうした研修を実施した上で、管理職と一般職の人事面談を年間3回実施いたしております。この人事面談は、業務に関するだけでなく、生活面での悩みなどメンタル面におきましても支援を行っているところでございます。

そのほかにも、職員に対して、茨城県市町村共済組合が主催するメンタルヘルス研修に積極的に参加を呼びかけ、毎年職員が受講しているところでございます。

また、職員のメンタルヘルスの実態を把握するため、労働安全衛生法等の規定により、平成28年度から毎年職員一人一人にストレスチェックを実施いたしております。このストレスチェックの結果を基に、高ストレス者に対する面接指導の実施勸奨、集団分析の実施及びその分析結果の活用による職場環境の改善にも取り組んでいるところでございます。さらに、希望者ではありますが、高ストレスの結果が出た職員には、町産業医に

よるかounセリングを行い、メンタルヘルス対策を推進しているところでございます。

続きまして、コーチングの職員研修の実施についてお答えいたします。コーチング、議員もおっしゃってございましたけれども、いわゆるビジネスコーチングは、対象者の自主性を促し、能力や可能性を最大限に引き出しながら、目標達成に向けてモチベーションを高めるためのコミュニケーションの手法のことです。

一般的な例を挙げますと、職場内におきまして、部下に対し一方的に指示を与えるのではなく、話をよく聞き、時には質問を投げかけ、考えを認めながら、部下の内面を引き出し、人材育成につなげていくものでございます。

コーチングを身につけることは、コミュニケーションスキルの一つを獲得することであり、良好な職場環境づくりに有効な手段であると認識いたしております。

町といたしましても、現在茨城県自治研修所等で開催されているコーチングに関する研修に職員を派遣しております。コーチングを取り入れることによって、職員が自発的にアイデアを提案し、問題を解決する手法を身につけることができるようになれば、職場内のコミュニケーションや議論も活発になり、結果的に仕事が円滑に進み、働きやすい職場環境になっていくことが期待できるものでございます。

今後、町独自でこうしたコーチングの研修を取り入れて、多くの職員がコーチングのスキルを持って、活気のある職場づくり、職員が安心して職務に邁進できるような執務環境になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号1番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、ご質問の当町の体育施設について、防災と教育、スポーツの観点からのうち、小学校の体育館における防災機能と学校機能の両立について、また防災備蓄倉庫の整備につきましても、ただいま総務部長が答弁した内容のとおりでございますが、まず私としましては、災害についてのその災害が与えるこの町への被害等、それについてまずちよっと本題から外れてしまうかも知れませんが、それを述べさせていただきたいと思っております。

平成27年9月10日に関東・東北豪雨による常総市の水害がありました。そしてまた、

さきには阪神・淡路大震災というものがあまして、このときの教訓によりますと、復興のプロセス等につきましては、応急段階において発生から3か月、復旧・復興指導段階においては、発生から3か月から3年、本格復興段階においては、発生から10年、発展段階においては10年以降と、1度大きな災害が発生しますと、このような形で元の水準に戻す段階、そしてそれから震災等がなければ、この水準まで達していたであろう水準まで戻すのに10年、このような形で大変な費用または甚大なるその多額の膨大な費用、そして力が必要になってくるという形が災害であります。

例えば常総市の水害においては、常総市の農業に与えた被害は70億円と言われております。そして、そのうち35億円が農業機械に対する被害であったということで、これらを見ても水害、地震というものが、一旦災害が起こりますと、10年程度は町の力を注がねばならないという大変なことになってくるというものをちょっと本題から外れますが、冒頭に災害とはこのようなものだということをお話をさせていただきたいと思っております。

各地区の小学校は、地域に根づいた重要な公共施設でございます。平時には、地域の子どもたちの健やかな成長を促す教育の場でございますが、万一の災害時には児童生徒や教職員の安全を確保するための施設であり、町の指定避難所として地域住民の生命を守る場として、このような機能も期待されているわけでございます。地域の人々の安全を守る最前線の避難施設の役割を担っているわけでございます。しかし、避難所として指定されていれば、ご指摘のように万全というわけではございません。いざというときに、確実に避難所として機能するためには、安全性の確保が必要なことはもちろん、物資の備蓄、避難動線の確認、運営方法など平時から災害想定、準備が重要になってきます。

これは、常総市の話、トラック協会のほうから聞いた話でございますが、災害が、水害が起きたときに、備蓄品もありました。そしてまた全国からかなりの物資が届けられたということですが、それが常総市内のいろんな場所、恐らく小学校とか中学校の体育館とかに運ばれたのだと思うのですが、それがどこにあるか分からなくて、使用するまでに大変時間がかかってしまった。そのときの反省からは、備蓄品、これはいざというときにきちんと使えるように、どこに何があるか、そしてそれをどのように利用するかということまできちんと考えておかないと、災害時には使えませんよと、そういうことをトラック協会の皆さんからの反省として意見を聞いております。ですから、ただ単に備蓄倉庫を置くというだけではなくて、その中にある内容、そしてそれがいざというときにどこにあって、どのように機能するか、そこまで考えなければいざという

きには使えないと、このように考えています。

小学校の体育館についても、平時の教育の場という学校施設本来の機能を損なうことのないよう、また災害時の防災施設としての機能が両立するよう地域の方々の意見を参考にして、町、教育委員会、学校等関係機関で連携して取組を進めてまいりたいと、形としてはより実践に使える、実践的に考えて準備をする、あるいは訓練をする、そういう備えがなければならないというふうに考えております。

続きまして、職員のメンタルヘルスとコーチングにつきましてお答えをさせていただきます。心の病は複雑な背景の下に生まれるということで、現代社会においては、また将来に向けてまだまだ形を変えて、コロナウイルスではありませんが、形を変えて出てくるのだろうと、これから我々はそういったものと付き合っていかなければ職場生活というのは成り立たない。そして、職場生活がきちんとならなければ、組織としての力も向上しない。そして、それは住民の皆様のサービス向上につながらないということでございますので、この問題は大変なものが潜んでいるというふうなことは考えております。

近年、コロナウイルス対策や災害対策のほか、多様化、複雑化する住民ニーズにより、業務量の増加に伴い、職員も心身の疲労を蓄積させやすい状態となっております。職員の心の健康を守ることは急務であり、メンタルヘルス対策は重要な課題であると、このように認識しています。

そして、メンタルヘルス対策で最も大切なことは、職員同士が円滑に、そして活発にコミュニケーションが取れる職場環境の構築であると、このように考えております。しかしながら、現在はコロナウイルスの状況もあり、職員間のコミュニケーション不足に課題を感じているというのも事実でございます。そのような中におきまして、コーチングはコミュニケーションスキルの一つであり、職場内でのコミュニケーションを促進させ、職員一人一人が生き生きと働くことのできる環境をつくると、こういう上で大変有効な手段であるという認識でございます。

今後、コーチングの研修を実施する、あるいは多く参加していただくことによりまして、言いたいこと、言わなければならないことはしっかりと。そして、お互いを尊重しながら伝えるべきことはきちんと伝えると、そのような信頼関係のあるコミュニケーションが取れるよう職員の意識改革を図ってまいりたいと思います。

私は、就任時の職員訓示の中で、お願いを2つさせていただきました。1つは、一人で悩まない、これを徹底してほしい。もう一つは、報告、連絡、相談、これをきちん

としてほしい。こういったものを学んでいただきたいというふうなことはコーチングにも十分通ずるものであると思います。報告、連絡、相談、これがきちんとできれば、それだけで飯が食っていけると、私はこのようにも申し上げました。職員の皆様には組織力を高めるためにも、これを守っていただきたいということで、年に何回かはこの話をしているところでございます。また、一人で悩まない、これは大事なことでありまして、やはり周りに先輩もいれば、上司もいる、同僚もいる、後輩もいるわけですから、そういう中でコミュニケーションを密にしながら、心の病に落ちないように気をつけていただきたい。そしてまた、管理監督者については、そのような指導をきちんとできるよう、職員の小さな変化、日常生活の中での変化にも十分気をつけていただきたいと、このようなことを考えて、庁議の場では職員の皆さんにもお願いしているところでございます。職員の組織力、健康、そういったものがなければ住民サービスの向上につながらないと、この考えは常に持っております。

さらに、職場内において上司、部下あるいは同僚が互いに信頼関係を構築することで、職員のやる気を引き出し、職場を活性化させ、ひいては住民の皆様に対して質の高い行政サービスができるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

1番、谷中理矩議員。

1番（谷中理矩君） 大変前向きな答弁、ありがとうございました。報告、連絡、相談だけきちんとできていけば食べていけるということ、本当に私も同感するところであります。引き続きよろしく願いいたします。

以上で、再質問ではなく、意見ということでよろしく申し上げます。

議長（中山勝三君） 以上で1番、谷中理矩議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入れ替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、4番、増田光利議員の質問を許します。

4番、増田光利議員。

（4番 増田光利君登壇）

4番（増田光利君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問します。

大きくは2項目について質問します。

初めに、近年八千代町内で耕作放棄地、荒廃農地と見られる水田や畑が増えているの

が見受けられます。それに関連した質問をします。農林水産省による耕作放棄地の発生原因に関する市町村へのアンケートでは、耕作者の高齢化や後継者不在による労働力不足が多く挙げられています。同じく2015年統計では、茨城県内の耕作放棄地は年々増加していることが示されています。八千代町は、県西市町村別では比較的少ないほうですが、令和2年度の農業委員会の調査結果で69.4ヘクタールあることが報告されています。

そこで、町の耕作放棄地の面積（5地区別）と総耕作地に対する割合について質問します。地域によってどのような傾向があるか知りたいからです。また、農地保全の観点から、耕作放棄地の解消を急ぐ必要があります。町としてどのような解消策に取り組んでいるのか、具体例を示してください。

次に、耕作放棄地や荒廃農地の要因にもなる農地の処分について質問します。複数の農地持ち非農家の方から農地の処分をしたいが、解決策は見つからないとの悩みを相談されました。その内容は、大規模農家に農地を貸しているが、借り主が高齢により農業経営自体をやめるような話を聞き、返却されたら困るという相談でした。その理由は、今まで農地を長期間貸していて、農機具はないし、耕作するつもりもない。もし返却されると水利費や、いろいろな固定費など農地を管理する上での余計な支出が増えてしまう。そのため、ただで譲ってもいいから、農地を処分したいが、引受け手がないと言います。町全体の実態を知るため、こうした土地持ち非農家の面積がどのくらいなのか伺います。

また、このような農地の処分策はあるのか伺います。

同じような観点から、農地利用意向調査を行っているようですが、内容についても詳しく報告ください。農業の町を標榜している八千代町として、どのような対策を考えているのか質問します。

次に、耕作放棄地荒廃農地で問題になるのが雑草がはびこり、管理が行き届かなくなることです。その後に空き缶、ペットボトルなどの廃棄物が増えます。さらに進むと、電化製品等の大型不法投棄の温床になります。雑草の管理についてどのような指導をしているのか伺います。

荒廃農地の草刈りについては、所有者が町の管理要請に応じなかった場合、放棄している期間が長くなると、木が生えて農地として復元できなくなる悪循環になります。このような状況になった場合の対策は考えているのか質問します。

また、先日農家の方に会い、町長から草刈り機を購入したから貸しますと言われたと

言っていました。どのような条件だったら借りられるのか伺います。

次に、廃棄物の不法投棄対策について質問します。近年、農地もしくは民有地に廃棄物が山積みになっている光景が見られます。町としての景観上もよくないとの意見が住民から寄せられています。不法投棄の温床にもなりかねません。どのような対策を考えているのか質問します。

続いて、2項目めの成年後見制度について質問します。成年後見制度については、平成29年第2回定例会で、私が平成31年度に宮本議員が質問されています。同様な質問になりますが、時間も経過していますので、取り上げていきたいと思います。成年後見制度は、認知症などで判断が十分にできない人の財産管理や医療、介護のサービスの契約を代行する制度です。認知症500万人と言われる時代に約21万人にとどまっていると言われています。

初めに、町の成年後見制度の利用支援について実態を報告ください。

続けて、宮本議員の質問で、市民後見人をどのように育成していくのかに対する保健福祉部長の答弁では、本町単独の育成は困難のため、近隣市町村との連携で養成するとしています。その後の取組に進展はあったのか質問します。

育成には時間がかかる一方、利用する側の高齢者世帯では、年金に頼らざるを得ない生活困窮の実態が言われています。あわせて、当時からさらに高齢化が進み、認知症になった場合の不安を抱えています。これからますます市民後見人の役割が増えると予想されます。利用者や後見人を支える官民の地域連携ネットワークが必要と考えますが、その後の取組の状況について質問します。

次に、市民後見人の育成の助成金について質問します。前回の質問では、NPO団体への養成研修会に参加した場合の助成金、1人上限4万円の半額として、5人分、10万円の予算を計上しているとの答弁でした。その後、同様に予算計上しているのか質問します。

また、この間、助成金の支給対象者はいたのか伺います。

最後に、成年後見人の育成とともに、担当する対象者である認知症者数の過去3年間の推移状況について質問します。

以上で質問を終わります。

議長（中山勝三君） 農業委員会事務局長。

（農業委員会事務局長 飯岡勝利君登壇）

農業委員会事務局長（飯岡勝利君） 議席番号4番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私からは（1）の町の耕作放棄地の面積（5地区別）と総耕作地に対する割合について、（3）の土地持ち非農家の面積と農地の処分策、農地利用意向内容の報告について、（4）の荒廃地雑草の管理指導方針と今後放置が進んだ場合の対策についてのうち、荒廃地雑草の管理指導方針について、（5）の廃棄物の不法投棄対策についてを答弁させていただきます。

初めに、（1）の町の耕作放棄地の面積（5地区別）と総耕作地に対する割合についてでございますが、農業委員会では毎年地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、農地の違反転用発生防止・早期発見を目的に、農地利用状況調査を実施しており、その調査の結果、令和2年度末での八千代町の耕作放棄地の面積は、全体で69.4ヘクタール、地区ごとの内訳が、西豊田地区10.5ヘクタール、安静地区39.8ヘクタール、中結城地区4.4ヘクタール、下結城地区11.7ヘクタール、川西地区3.0ヘクタールとなっております。総耕作地に対する割合につきましては、全体で1.96%、地区ごとでは西豊田地区0.3%、安静地区1.13%、中結城地区0.12%、下結城地区0.33%、川西地区0.08%となっております。

次に、（3）の農地持ち非農家の面積と農地の処分策、農地利用意向調査内容の報告についてでございますが、まず農地持ち非農家の面積につきましては、令和元年度に実施した農地利用実態調査では、八千代町の農地持ち非農家世帯数が1,641世帯で、所有している農地面積が293ヘクタールとなっております。農地の処分策といたしましては、農地の所有者から農地を貸したい、または売りたい等の相談がございましたら、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地を借りてくれる人または買ってくれる人を探し、あつせんに努めております。しかしながら、必ずしもあつせんが成立するとは限らないというのが現状でございます。

また、農地利用実態調査内容の報告についてでございますが、令和元年度に実施いたしました調査の内容は、問1から問4の4つの質問に対して、該当する選択肢を選んでいただく内容となっておりまして、調査対象世帯約3,900件に対して2,771件、71%の回答がございました。

まず、問1の「農家ですか？」の質問に対しては、アの「農地を所有しているが、農業はしていない（農地持ち非農家）」、イの「専業農家である（世帯の収入は農業のみ）」、

ウの「兼業農家である（世帯の収入に農業以外の収入がある）」の3つの選択肢になり、アの「農地持ち非農家」が1,641件、59.2%、イの「専業農家」が520件、18.8%、ウの「兼業農家」が535件で19.3%、未回答が75件、2.7%でございました。

次に、問2の「経営規模の意向について」の質問に対しましては、アの「規模拡大したい」、イの「現状維持」、ウの「規模を縮小したい」、エの「農業をやめたい」、4つの選択肢となり、アの「規模拡大」が126件、11.9%、イの「現状維持」が757件、71.8%、ウの「規模縮小」が74件、7.0%、エの「農業をやめたい」が75件、7.1%、未回答が23件で2.2%でございました。

次に、問3の「農業後継者について」の質問に対しましては、アの「いる（予定者も含む）」、イの「いない」の2択になり、アの「いる」が484件、45.9%、イの「いない」が525件、49.8%、未回答が46件で4.3%でございました。

最後に、問4の「主な農業経営部門について」の質問に対しましては、アの「稲作」、イの「稲麦類作」、ウの「果樹」、エの「施設園芸」、オの「露地野菜」、そしてカとして「工芸作物・肉用牛・養豚・養鶏・酪農」の6つの選択肢となり、アの「稲作」が577件、49.1%、イの「稲麦類作」が18件、1.5%、ウの「果樹」が61件、5.2%、エの「施設園芸」が68件、5.8%、オの「露地野菜」が435件、37.1%、カの「工芸作物・肉用牛・養豚・養鶏・酪農」が15件で1.3%でございました。

次に、(4)の荒廃地雑草の管理指導方針と今後放置が進んだ場合の対策についてのうち、荒廃地雑草の管理指導方針について、そして(5)の廃棄物の不法投棄対策についてでございますが、耕作放棄地は農地集積に支障を来すだけでなく、病害虫や鳥獣被害の発生の要因ともなり、さらにはごみの不法投棄や火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられます。

農業委員会では、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、農地の違反転用発生防止・早期発見を目的に、自主的かつ定期的な農地パトロールを実施しております。農地法においても、「農地は農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と農地所有者に適正管理の責務があることから、農地パトロール時に耕作放棄地を把握した場合や住民から通報があった場合には、耕作放棄地の所有者に対し、適正な管理をしていただくようお願いをしております。また、不法投棄を発見した場合には、関係部署と連携し対応しているところでございます。

農業者の高齢化や後継者不足等により、今後使われない農地がさらに増えていくおそ

れがある中、今後とも農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、耕作放棄地の発生防止及び解消に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長 木村和則君登壇）

産業建設部長（木村和則君） 議席番号4番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私からは耕作放棄地対策についての中の（２）、耕作放棄地の解消策の具体的な取組例について、（４）、荒廃地雑草の管理指導方針と今後放置が進んだ場合の対策についての中の今後放置が進んだ場合の対策について、（５）、廃棄物の不法投棄対策についてお答えさせていただきます。

まず、耕作放棄地の解消策の具体的な取組例についてでございますが、耕作放棄地は、病害虫の発生や、アライグマやハクビシンなどの有害鳥獣のすみかとなるなど、周辺農地や地域の生活環境に悪影響を及ぼすとともに、その解消には整地作業や土壌改良のほか、木の伐採、伐根、石やごみなどの除去作業が必要となる場合もあり、多額の費用と労務を要することから、農地の適正な管理により、耕作放棄地の発生を防止することが重要となります。

国におきましては、令和２年３月３１日に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画の中で、「荒廃農地の発生防止・解消等について、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める」とされております。

これに基づきまして、国では具体的な取組といたしまして、多面的機能支払交付金などの地域・集落の共同活動、農地中間管理事業など農地の集積・集約化への支援、農地の大区画化や排水対策等の基盤整備、その他、新規就農者や企業参入、農福連携などへの支援を行うことにより、荒廃農地の発生防止と解消に向けた取組を推進しております。

現在、町では多面的機能支払交付金を活用し、農村環境の整備のための地域活動を支援しております。その中で、地域で営農継続が困難である農地があった場合、原則といたしまして、当該農地を再生整備することが必要でございますが、地域における活動と

して、花卉などの景観作物を栽培している事例がございます。

そのほか、高齢化や農業の担い手不足が問題となる中、地域での話し合いに基づき、地域の担い手や農業の将来の在り方を明確化する人・農地プランを基本とした農地の集積・集約化や、土地改良事業による基盤整備の実施などにより、耕作放棄地の発生防止及び解消に取り組んでいるところでございます。

続きまして、(4)、荒廃地雑草の管理指導方針と今後放置が進んだ場合の対策についてのうち、今後放置が進んだ場合の対策についてお答えさせていただきます。農地の管理は、その土地の所有者等が適切に行うことが基本となっておりますが、耕作放棄地の発生については、様々な要因がありまして、個人では対応が困難な場合もあることから、地域の課題として検討することも必要なケースもございます。そうした事案に対しましては、地権者や耕作者の意向など地域の実情をしっかりと把握した上で対策を検討することが大切になってまいります。

町では、多面的機能支払交付金や人・農地プランなどの事業を実施する地域の話し合いの中で、地域と町や農業委員会、県などの関係機関が一体となって対策を検討し、その状況に応じた地域ぐるみの活動に対し、支援を進めてまいりたいと考えております。

なお、町が所有しております自走式草刈り機の貸出しにつきましては、対象事業としましては、個人所有の農地等の草刈り等への貸出しは想定しておりませんが、行政区にお手伝いをしていただく、公園等の公共用地の草刈り作業時に限りまして貸出しが可能ですので、ぜひご活用いただければと思います。

続きまして、(5)、廃棄物の不法投棄について答弁をさせていただきます。廃棄物の不法投棄につきましては、耕作放棄地を含めまして、民地への不法投棄は、その土地所有者に管理・処分をお願いしているところでございます。環境対策課におきましては、過去に不法投棄された箇所や野焼き等の環境衛生の向上を目指し、日々町内パトロールを実施しているところでございます。

さらには、各行政区副区長さんに産業廃棄物不法投棄監視員を委嘱いたしまして、行政区内の不法投棄につきまして、注意を払っていただいているところでございます。今後におきましても、ごみのごみを呼んでしまうことから、産業廃棄物不法投棄監視員等と連携を密にし、町内パトロールを強化して不法投棄されないような環境の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます

す。

議長（中山勝三君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） 議席番号4番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

成年後見制度について、制度利用の実態報告についてでございますが、成年後見制度につきましても、議員がおっしゃいますように認知症や知的障害、精神障害等の理由から、判断能力が十分でない方の財産や権利を守るための制度でございます。本人の判断能力が不十分な人が利用する法定後見制度におきましても、判断能力の程度に応じまして、成年後見、保佐、補助の3つに区分をされているところでございます。

八千代町における法定後見制度の利用者数につきましては、令和3年10月1日の時点での数値を申し上げますと、成年後見が35人、保佐が4人、補助を利用している方はございませんで、合わせて39の方が利用されております。内訳について年齢別で申し上げますと、65歳以上の方の成年後見、こちらは7人、保佐が1人、65歳未満の方につきましては、成年後見が28人、保佐が3人、このような状況でございます。

続きまして、市民後見人の養成の進捗状況と研修費助成の予算計上についてでございます。成年後見制度の知識に関しまして、一定の研修を受けた方で市町村の推薦を受けて家庭裁判所から選任された方が市民後見人という位置づけになるものでございます。成年後見人等になるべき親族がない場合に、判断能力が不十分な方に代わって権利を守り、安定した生活を維持するために必要な契約や法律行為を行う後見人の方ということでございます。

こちらの市民後見人の養成につきましては、議員おっしゃいますように、八千代町単独でこの養成を行うということは非常に難しい部分もございます。近隣の市町村と連携を取りまして、合同でこの市民後見人の養成の研修会、こちらを開催が可能かどうか、事務レベルで検討を進め始めたところでございます。

また、研修費の助成といたしましては、NPO法人などの団体等が開催する研修会の参加者に対しまして、研修受講料の2分の1を補助するものでございます。こちら2分の1で、上限が4万円という形でございます。令和3年度につきましては、12万円の予算を計上したところでございます。こちらは、令和元年度から予算計上をしてございますが、今までのところ、こちらの助成を利用した方はいないという状況でございます。

続きまして、3番目の認知症者の3年間の推移についてでございます。日常生活に支障を来すような症状や行動の判定基準によります日常生活自立度、こちらに基づく認知症高齢者の人数といたしまして、平成29年から令和元年の3年間で申し上げますと、平成29年が690人、平成30年が742人、令和元年は720人、このような状況でございます。65歳以上の高齢者人口に対する認知症高齢者の割合につきましては、およそ11%程度で推移をしております、令和7年には780人程度になるという推計がございます。

認知症高齢者が増加傾向にある中、成年後見制度を必要とする方が速やかに利用できる体制づくりというものが必要となってまいります。今後におきましては、国の成年後見制度利用促進基本計画、こちらに基づきまして、司法、医療、福祉などの専門職団体や地域の関係機関などが連携するネットワークの構築といったものが必要になってまいります。このネットワークを構築するための中核となる機関の設置、また本人及び後見人等を支援する体制、こういったものを整えてまいりたいと考えております。

また、成年後見制度を普及させていくため、住民の方々への制度の周知を図りますとともに、よりきめ細やかで丁寧な相談体制の充実を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号4番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

私への質問は、耕作放棄地対策についてということでありましたが、先ほど農業委員会事務局長、産業建設部長のほうからデータを含みます詳細については説明がありましたので、そのとおりでございます。なるほどと思われたデータもあったでしょうし、あるいはびっくりされたデータもあったことだと思います。しかし、あの数字が八千代町の現状であるということでございます。

そして、少し話をそれてしまいますが、八千代町の基幹産業は農業であると、このように私もどこに行っても話しているところであります。そして、その実態というのは、2014年から2019年までに、この5年か6年です。このときに八千代町の農業生産額の伸び率は全国で8位でございます。そういった記録的な伸びを見せていると、そして今現在、農業大国と言われるこの茨城県において第5位の230億円という総生産額を誇ってお

ります。押しも押されもしない立派な農業の町でございます。その一方で、増田議員が言われるような問題もあるということでございます。それについてお答えをさせていただきたいと思っております。

生産基盤である農地の耕作放棄地問題は、今後の八千代町の農業振興を図っていく上で重要な課題の一つであると、このような認識を持っております。耕作放棄地は、農地集積に支障を来すだけでなく、雑草や木、雑木が繁茂し、病虫害や鳥獣被害の発生の要因ともなり、さらに火災発生の原因となるなど生活環境への影響も考えられるわけがあります。また、ごみの不法投棄につきましては、近隣自治体をはじめ、町内でも散発的に発生しております。特に近年では、一時的に資材置場として貸してほしいなどと話を持ちかけられ、同意した結果、産業廃棄物を不法に投棄され、そのままになってしまうというケースでございます。先輩はよく言いました。うまい話はないと、そういうことから、うまい話には絶対に乗らないでいただきたいということが大切なことであるということでございます。世の中になかなかうまい話はないということです。

所有者が不明の土地での不法投棄につきましては、こちらについては、やはり行政が手を下さなければならないと、そういったときに使われる費用は、これは町民の皆様からお預かりした税金でございます。ですから、この問題は農家、非農家を問わず、町全体の大変な問題であるということがあるわけでございます。町としましても、住民の皆さんや警察、県と情報連携を密にしまして、早期発見・早期対応に努めてまいりたいと考えておりますが、この間も県の担当者とも会いましたが、我々も一生懸命対策をやる。しかし、町が真剣に考えてくれなければ、これは解決には結びつかないと。これは、やはりまさにそのとおりでございますので、行政側としてもこの問題にはしっかりと目を向けていきたいというふうに考えております。

現在、全国的にも農業者の高齢化や農地持ち非農家の増加など様々な問題があります。耕作放棄地が増加傾向にあります。八千代町において今後使われない農地がさらに増えていくおそれがありますが、農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんと連携し、耕作放棄地の実態把握に努め、耕作放棄地の所有者に対しては、農地の適正管理の必要性について丁寧に説明し、その解消に向けた取組をお願いしてまいりたいと思っております。

そして、この管理できない農地の件につきましては、やはり先ほど申し上げましたように、八千代町にとってこの農業を将来に向けて発展させていくために、やはりこのこういった農地が増えてしまっただけでは思うような農政、行政ができないということになりま

すので、何かしらのこのアイデアを持って、一つモデル的な考えも含めて対応してもいいのではないかなというようなことを考えております。

また、個別での解消が難しい場合においては、地域が一体となった取組も必要となるため、そのための地域における話合いの場づくり、そういったことも現在行政に求められていることと考えております。多面的機能支払交付金における共同活動や人・農地プランの推進における地域の話合いなどを積極的に進め、関係機関との連携の中から生まれた地域ぐるみの取組に対し、国、県などの事業の活用も含め検討してまいりたいと思います。

私としましては、農業後継者がなかなかいないというのも一つの現状であるというふうに認識はしておりますが、しかし、この八千代町においては、先ほどの農業委員会事務局長のデータのとおり、後継者がいるという農家がやはり茨城県内としては多いわけです。そして、私が最近聞いているのは、農業の後継者の方が一旦会社に勤めても、10年ぐらいで戻ってきて、「おやじ、俺は農業をやるよ」と、そういう人が増えて、何人かいるというのも現状でございます。そして、それはやはりもうかる農業というものがあるので、戻ってくるわけでありまして、八千代町の農業の後継者の課題の一つとしては、もうかる農業を推進するというのが後継者育成の一つの方法であると思います。若い人たちが「いや、農業もうかるのだな」ということになれば戻ってくると思います。そして、その若い人たちの力がこういった耕作放棄地の解消等につながるのではないかと私は期待して考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

4番、増田光利議員。

4番（増田光利君） 時間も迫っていますので、1点だけちょっと要望を含めてお話ししたいと思います。

雑草の措置については、やはり具体的に農業者や農協、地域の皆さんと協力して、具体的に進めていかないと、大変な実態になってしまうのではないかなというふうに考えています。その点を町当局としても進めていただくようお願いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（中山勝三君） 以上で4番、増田光利議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時15分)

議長（中山勝三君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

(午前10時31分)

議長（中山勝三君） 次に、2番、関眞幸議員の質問を許します。

2番、関眞幸議員。

(2番 関 眞幸君登壇)

2番（関 眞幸君） 議長より許可を得ましたので、通告による質問をさせていただきますと思います。

私のほうからは2点、2項目です。

まず、1点目でございます。さきの11月6日に行われました子ども議会についてです。50周年の記念事業として18名の中学生が子ども議員として一般質問を行った事業でございます。中学生らしい質問から大人顔負けの質問まで様々な質問がございました。大変有意義な事業で、主権者意識を育む意味でも、物すごくいい事業だったと感じております。この子ども議会におきまして、今後継続事業とするお考えがあるのか、ないのか。そして、ある、なしどちらの形でも、今後似たような形のものをお考えあるのか、継続するのであれば、どのような形で継続事業として行っていくのか、もし継続事業としてやらないのであれば、また違った形で八千代町の中学校、高校生に向けたこういった主権者意識を醸成するような事業というものをお考えあるのか、その点お聞きしたいと思います。

2項目めなのですけれども、昨年平塚で痛ましい事件が起きまして、続いて菅谷、大戸新田、新地と、外国人の技能実習生が関連する事件なんかもございますけれども、そうですね、ちょうど1年前、昨年12月の議会でも私、この外国人労働者との共存に関する質問を挙げさせていただいたりとか、本年に入っても、水垣議員が同様の質問をしている中で、町として現在していることと、直近でその水垣議員の質問の答弁もございましたので、その後の何か変化あった部分等答弁いただけたらと思います。

そして、2番目のその官民連携での対策ということで、雇用主とか、仲介、あっせん業者の責任が問われる中で、この八千代町の安心、安全な生活をどう守っていくのかという部分で町としてその民間事業者との連携が必要になってくるのではなかろうかと感

じております。官民連携でどのような対策を今後していけるのか、していくべきなのかというところを答弁願えたらと思いますので、答弁のほうをよろしく願います。
議長（中山勝三君） 企画財政部長。

（企画財政部長 青木一樹君登壇）

企画財政部長（青木一樹君） 議席番号2番、関眞幸議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の外国人技能実習生について、私からは1番の町として現在実施していることについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、数値的な部分から最初にご報告をさせていただきます。町内に居住されている外国人の現状について申し上げます。本町におけます外国人の人数、こちらにつきましては、令和3年12月1日時点の数字でございますが、1,157人となっております。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、最近では若干減少傾向になってはおりますけれども、住民基本台帳の登録者数に占める割合としましては、5.4%となっております。なお、常住人口に占めます外国人の比率としましては、県内でも常総市に次いで2位という高いところに位置しているところでございます。

外国人の登録者につきまして、若干詳細を申し上げます。国籍別についてまず申し上げますと、中国人268人で、一番多くなっております。次にベトナム人が240人、この2か国、中国とベトナムで全体の44%を占める結果となっております。その次にスリランカ、122人、インドネシア112人、ラオス99人、フィリピン88人、そしてタイが85人などとなっている現状でございます。

これを地区別5地区に分けてさらに詳細分類してみますと、西豊田地区が115世帯で139人、安静地区が365世帯で401人、中結城地区が260世帯、346人、下結城地区233世帯、256人、そして川西地区が8世帯で15人となっているところでございます。

また、こちらを在留資格別で分類してみますと、こちらは本町の大きな特徴でもありますように、技能実習生が圧倒的に多くなっております。全体の約54%を占めているところでございます。技能実習生の区分につきましては、若干細かくなりますが、入国して1年目の方が1号、2年目、3年目の方が2号、そして4年目から5年目の方が3号という分類となっております。それぞれイ、ロという2つの区分がございまして、1つは企業単独型、もう一つは先ほど議員さんからもありましたように、団体の方、この団体の管理型、こういうことになります。協同組合などの営利を目的としない管理団体

が技能実習生を受け入れて、その管理団体の下、実習を行うものがそのうちの団体管理型、ロという区分になります。当町におきましては、この団体管理型の実習生が全てこちらに分類されるところでございます。

12月1日現在、技能実習1号のロという資格が79人、2号ロが461人、そして3号ロ、一番長い年数、こちらが81人、合わせまして621人となっております。先ほども申し上げましたが、こちらで全体の54%を占める結果となっております。

そのほかには、特定技能という、さらに実習を積んだ方の在留資格がございまして、特定技能は平成31年4月につくられた制度でございまして、深刻な人手不足であると認められた特定の業種、産業分野におきまして、外国人の方を労働力として受け入れる制度でございまして。現在、特定技能1号という資格で、最長5年の在留期間になりますが、67名の方が特定技能という形で就労されているところでございます。

昨年度と本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、外国人労働者の増加傾向に変化はございますが、これまでの茨城県におけます外国人労働者の推移を見ますと、平成24年時点では県全体で2万417人でありました外国人労働者が、8年後の令和2年には3万9,479人ということで、約1.9倍に増加しておりました。今後、新型コロナウイルス感染症の拡大が終息をした場合には、本町の基幹産業であります農業の技能実習生をはじめ、町内立地企業や特定業種においても、技能実習生の増加が予想されるところでございます。

次に、来日外国人の犯罪件数につきまして、若干報告をさせていただきます。茨城県の犯罪情勢から申し上げますと、令和2年中の犯罪検挙総数が452件、そのうち刑法に基づく犯罪が153件、特別法によるものが299件となっております。

下妻警察署管内におけます犯罪件数は、刑法による犯罪の検挙件数が、平成28年に11件、平成29年が14件、平成30年が16件、令和元年が7件、そして昨年度、令和2年は17件となっております。

特別法による犯罪は、平成28年に13件、29年は28件、30年が27件、令和元年が15件、令和2年は17件となっております。この特別法犯の主なものとしましては、出入国管理及び難民認定法、そういったものに基づくものでございます。

さて、ご質問の町におけます現在の取組でございまして、町の公式ホームページにおきまして、中国語、ポルトガル語、スペイン語など6か国語での翻訳対応によりまして、身近な生活情報や最新の話題等を提供しているところでございます。

また、一番問題となりますごみの出し方などにつきましては、各種チラシを外国語表記、例えば英語、中国語、タガログ語、シンハラ語、こういったものでのチラシを用意して対応をさせていただいているところでございます。今後におきましては、企業や事業所における外国人技能実習生の増加が予想されているところでございますので、こちらにつきましても、管理人さんなどと連携を密にしまして、ごみの分別の仕方や収集等についての理解を深めていきたいと、このように考えているところでございます。

また、宅地内の排水処理につきましては、油などをそのまま排水して排水管が詰まって、その結果、臭いや虫の発生など衛生面での課題も多く聞かれるところでございます。これらへの対応策としましては、管理団体や雇い主の方と意見交換などを行いながら、住環境の問題や排水の仕方などについても対策を考えていく必要があると考えているところでございます。

また、洪水ハザードマップ等につきましても、多言語表記版を作成しており、こちらにつきましても、英語、中国語、ベトナム語の3か国語で翻訳し、それらを表記したものを作成しまして、ホームページなどで公開しているところでございます。

また、役場におきましては、窓口対応としまして、自動音声翻訳機、いわゆるポケット、こちらを配備しまして、外国人の方への対応をしているところでございます。

また、令和2年度に日本ベトナム友好協会茨城県連合会、こちらの団体に加入しましたので、今後は関係機関や団体との情報交換などを行いながら、外国人の生活支援策や情報提供の在り方、こういったものについて検討をしていきたいと考えているところでございます。

令和3年3月には、1つ例を申し上げますと、町長、副町長と関係各課によりまして、外国人技能実習生を雇用されているおかみさん、雇用主の奥さんです。こういった方との情報交換会を実施させていただきました。おかみさんであります女性農業士の方々から、日常の買物の問題やごみの出し方、地域住民とのコミュニティーの問題など、様々貴重なご意見、要望をいただきましたので、こういったものも参考にしながら今後の町の施策の参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

文化や生活習慣の異なる人たちとの共生につきましては、まず何よりもお互いを理解し合うこと、これが重要であり、まずはこちらがスタートラインになるものと考えております。今後は情報提供の方法についての工夫や関係機関、団体との情報交換を密にしながら、地域住民と外国人の方が気軽に交流できる地域づくり、安全、安心なまちづく

りをさらに進めてまいりたいと考えております。議員の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号2番、関眞幸議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますしたいと思います。

初めに、八千代町子ども議会につきましてであります。実はこの取組は初めてではございませんで、八千代町では2回目になります。その間ちょっと継続がなかったという形になりまして、二十数年ぶりに行われたという形になります。11月6日に町制施行50周年記念事業の一環として、八千代町、八千代町議会、八千代町教育委員会の三者共催で開催をさせていただきました。今回の開催に当たり、18人の子ども議員の皆さんや保護者、学校関係の皆様をはじめ、多くの関係者の方々のご理解とご協力をいただきまして無事開催できましたことに対し、この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

今回の子ども議会につきましては、八千代一中、東中選出の子ども議員さんからの質問内容も、町に対し考えを巡らせたものが多く、大変感心させられるものであります。私も全力でお答えをさせていただいたということでございます。そして、後日、茨城新聞でも大きく取り上げられましたし、そしてインターネットニュースにおいても掲載されるなど大変意義の深い取組となったものと考えております。

ご質問の子ども議会の継続事業とする考えであります。今回の開催に当たりまして、その背景等についてちょっと話をさせていただきますと思います。質問の完成までに先生方のご指導と生徒の皆さんの注力に相当な時間を要しているとお聞きしております。継続的な事業としていく考えには、日常教育に必要不可欠な時間や労力に対し、先生方や生徒の皆さんへの負担について極力抑えるため、開催時期や期間を含め、規模や形式についても検討していかなければならないと考えております。

しかし、質問の作成過程における情報収集、この議場での発言する機会、子ども議会を通じて得られることも多いというふうに思っておりますので、政治や町についての関心を持っていただくことは大変貴重な経験をしていただいたものと実感しております。そのようなことから、毎年の開催は難しいと思いますが、関係機関と協議をしながら、定期的な開催に向け前向きに検討していきたいと思っております。

次に、継続する場合、どのような形にしていくかということですが、継続して開催する場合には、先ほども申し上げましたとおり、関係者の皆様にご意見をいただきながら検討していく必要がありますが、私としてはまず今回のように、一人でも多くの子どもたちや保護者の皆さんに政治やまちづくりに関心を持っていただき、その次の段階で実際の議会のように、より専門的かつ本格的に議論する形式になればと思っております。

開催形式につきましては、今回同様の形式とするか、あるいはグループ討議形式とするか、子ども議会の在り方や生徒の皆さんの授業時間圧迫への配慮、先生方の協力体制への配慮等総合的に検討していく必要があるというふうに思っております。そして、いずれは子ども議員を体験した生徒さんの中から、様々な勉強や経験を積んだ後に、実際に八千代町の議会議員、政治家として活躍されるような日が来ることも一つの楽しみになるというふうに考えております。

続きまして、外国人技能実習生についてでございますが、現在の状況や町としての取組につきましては、先ほど企画財政部長が答弁をしたとおりでございます。私のほうからは、外国人技能実習生についての官民連携での対応、対策などについてお答えをさせていただきます。

茨城県内における当町の外国人につきましては、人数では県内19位でございますが、人口に対する比率では、常総市に次いで県内2位というふうになっております。大体人口としては1,300人ぐらいという形でございます。住民登録しているのはということです。全国的にも高い数字でありますし、技能実習での在留者が多いということが八千代町の特徴となっております。

現在は、新型コロナウイルス、オミクロン株の影響により、新規の入国禁止措置が出されており、外国人の数は減少しているという状況にありますが、今後感染拡大が終息をした場合には、本町の基幹産業である農業を支えている技能実習生をはじめ、労働力が不足する企業や介護の分野における特定技能の在留資格者が増加するなど、外国人労働者の長期滞在化や増加傾向に拍車がかかることが予想されております。今後は、国における外国人受入れ方針であります、外国人が働いてみたいと思えるような社会の実現に向け、生活者としての外国人に対する支援、対策が求められていくのではないだろうかというふうに思います。

外国人との共生を考える上で、文化や生活習慣が違うというハードルが現実としてあ

ります。日本での生活を送る上で、日本のルール、八千代町のルールを守って生活をさせていただくということが大切であるというふうに考えております。

外国人が地域で生活する上で、具体的にトラブルとなる問題として、ごみの出し方などがあります。また、空き家や空き地における自動車解体ヤードの増加、外国人労働者による犯罪など治安への不安に対する問題もあります。

農業実習生につきましては、実習生を雇っているお宅の奥さんが、外国人の方の性格や仕事の様子を一番理解しているのではないかとということで、女性農業士の方との農政懇談会、情報交換会を行いました。私は、おかみさん会議というふうに名づけたかったのですが、事務方のほうから女性農業士との懇談会という名前がいいということで、実現せずになりましたが、貴重なご意見を頂戴いたしました。

その中で、女性農業士の方からは、外国人の実習生は、素直で一生懸命取り組んでいるし、外国人の労働力がなければ経営が困難であるという意見がありましたが、やはり言葉や文化、生活習慣の違いは大きいと考えているようでもありました。

また、この制度につきましても、3年間ではやっと一人前の仕事ができるようになる程度であり、雇用者の立場としてはもったいないし、残念である。実習生自体もさらに長い滞在を望んでいるということでありました。要するに何年か一緒に生活しますと、情が移ると、外国人の方については頼もしいし、かわいいところがあるのだよというような話もいただきました。そのぐらいの付き合いになっていくということでもあります。今後は、こうした機会をできるだけ多く受けまして、様々な方からの貴重なご意見を町政運営に生かしていきたいと考えております。

一方で、当町には実習生以外にも外国人の方がたくさん住んでおりまして、一部の人たちによる犯罪や不法滞在、行方不明者等の問題が生じていることも現実であります。下妻警察署の資料によりますと、全国的には平成27年から不法就労者の数が増加傾向にある中で、茨城県においては6年連続で全国1位、最多となっているということでもあります。

さらに、茨城県警の検挙・摘発状況を見ますと、無免許運転の検挙件数の中で、外国人が占める割合は増加の一方の傾向にあるということでありました。

刑法犯の検挙数につきましては、茨城県内では横ばいのようにありますが、令和3年の半年分の数字を見ますと、県内の刑法犯の約20%が下妻警察署管内であるという数字でございます。

治安等に関しましては、防犯灯の増設や行政区単位での防犯カメラの設置などの対策はもとより、今後は警察や外国人出入国管理団体など関係機関との連携を強化し、情報を共有しながら、安全、安心なまちづくりに向けて対策を進めていきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、官民連携の取組や対策が重要でありますので、下妻警察署をはじめ、外国人の管理団体や各種関係団体との連携を強化するため、仮称ではございますが、多文化共生まちづくり推進協議会を令和4年の早いうちに立ち上げていきたいと考えております。今後、下妻警察署や関係団体との調整、打合せを行いまして、官民一体となった協議会を設置し、地域住民と外国人が気軽に交流できる地域づくり、安全、安心なまちづくりを進めていきたいと思っておりますが、これは下妻警察署のほうも積極的でありまして、できれば自治体のモデルとなるような協議会を警察署と一緒につくってもらえないかということでございますので、それは私としても大いに望むところであるということで、返事をしているわけでありまして、令和4年中には早いうちにこの協議会を立ち上げてみたいというふうに思っております。

今後は、町内の立地企業で働く技能実習生につきましても、増加をすると見込まれております。農業以外の分野です。立地企業との緊密な意見交換を通じまして、情報の共有を図りながら、多文化共生のまちづくりを進めていきたいと考えております。

さらに、令和2年度に加入いたしました日本ベトナム友好協会茨城県連合会や茨城県との連携も強化し、外国人の生活支援策や情報提供の在り方などについて検討を行い、関係団体の育成などを通じまして、町内在住の外国人の方が暮らしやすく、地域住民との交流ができる地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

外国人との共生につきましては、大事なことは、交流の基本であります。お互いを知ることになると思います。町としましては、言葉の障害を和らげる対策として、日本語教室の開設や文化について学び知るための交流の場を設置したいと考えております。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大が終息した後になるかと思いますが、国内をはじめとして、海外との姉妹都市の締結や異文化交流事業につきましても、検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

2番、関眞幸議員。

2番（関 眞幸君） 大変丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございます。やはり今回は技能実習生という形で絞った質問をさせていただきましたけれども、やはり人口減少ですか、少子高齢化というところで、どうしても海外の人手の力を借りなければならない。外国人労働者の力をどのように活用できるかというこの今の時代の中で、この日本のルール、先ほど町長もおっしゃってございましたけれども、日本のルール、そして八千代町のルールというのがもっと明確に伝えられるようなことが必要なのかなと思っております。

そこで、1点だけ町長にお聞きしたいのですけれども、その八千代ルールというものをどのような形で発信して、徹底していこうというお考えなのかをお聞かせいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの関議員の再質問にお答えさせていただきたいと思いません。

外国人の方の力ということになりますと、先ほど申し上げましたように、八千代町の基幹産業につきましては、農家のおかみさんが言っていましたとおり、成り立たないと、この外国人の方の労働力がないと成り立たないということでございますので、この八千代町にとって外国人の方とのお付き合いというものは切っても切れないということになるかと思えます。

一方で、議論の中では、機械化によって労働力を確保するのだという、こういう考え方もありまして、現実的には外国人の方の力を借りていますが、将来的には機械化によって労働力を賄うのだということが、これは議論の今対象に国としてもなっているところでございますので、その行く先につきましては、どんなものになるかと思うのですが、いきなりその機械による労働力不足解消というものは大変なお金がかかることになるので、この一方である外国人労働者とのお付き合いというものが大事になってくると。その中で茨城県のルール、日本のルール、八千代町のルールということでございます。八千代町はこれまでに昭和55年からコミュニティー推進の町ということでやっております。コミュニティーという意識に対する並々ならぬ努力を先人の皆様から払い、そして築いてきているわけでございますが、そういった細かい取決め、物事の在り方に

対して、やはり必要なのは言葉であると思います。言葉が分からなければ、これはお互いに意思疎通もできないわけでございますから、私としてはその準備、対策としましては、まず言葉を理解していただく。そのための教室あるいは触れ合いの場というものをつくっていかねばならないのだなと思います。これは、こういう場でありましてはまずいのかなと思うのですが、おかみさんに聞きますと、やはり個人差があるそうなのです。物すごく早く日本語を覚えてしまう人と、3年間で全く覚えられない人とやはり個人差がありますということなのです。やはり素直でまじめなのだけでも、きちんとルールを守ることができている人と、ちょっと若干ずぼらな方がいると、ずぼらなんて言っては怒られますが、そういう方がいろいろいるそうなのです。ですから、そういった方たちも全部含めて対策に向かっていくためには、やはり言葉が通じると、これが1つ必要かと思えます。

そして、隣接の市町村では既にやっているところでございますが、日本語教室というものを開いて、最低限八千代町で生活していくのに必要な日本語は覚えていただきたいと、その中で八千代町にはごみ出しのルールもありますよと、農業を基幹産業とするその産業スタイルもありますよと、そしてまた町内80%という就業率の給料取りの人もいますよと、そういうのも含めているんな方が生活している。その中で基本的に守らねばならないこの八千代町に住むためのルールというものを覚えていただくと、そして犯罪のない、そして八千代町できちんと働いてもらって、国に帰って、日本に八千代町というすばらしい町があったというようなことを伝えていただくような、そもそも外国人就労についての仕事は、国際協力という形の中でやっているわけでありますから、そういう一歩として、八千代町が世界に認められるような形になるのではないかなというふうに思っております。いずれにしても、今急いでやるべきことは、言葉の障害をなくすと、そしてルールを守っていただく生活をしてもらって、共生していくと、このことが大事であるというふうに考えております。

答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 最後に、再々質問ありますか。

2番、関眞幸議員。

2番（関 眞幸君） 再質問の答弁ありがとうございます。質問と言うよりも、思いというか、そういったこととお話しさせていただくと、やはり町民の皆様が安心、安全にこの八千代町に住んでいられるような、その取組の一環として、本当に初歩的な小さな

ことから、大きな分野、広い分野まで必要になってくるかと思いますが、今後もさらに事件等ない、そして共生がいい形でしていけるようなまちづくり、八千代町になってほしいと思います。

町長、答弁のほうありがとうございました。

議長（中山勝三君） 以上で2番、関眞幸議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

議長（中山勝三君） 次会は、明日午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

(午前11時10分)